

# 新規HIV感染者・エイズ患者報告数、検査・相談件数推移

## 新規HIV感染者・エイズ患者報告数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
39	21	31	38	51	86	136	169	234	250	231	301	329	332	308	336	385	367	406	418	431	431	469	473	447	6,719
78	80	66	200	442	277	298	277	376	397	422	530	462	621	614	640	780	832	952	1,082	1,126	1,021	1,075	1,056	1,002	14,706
117	101	97	238	493	363	434	446	610	647	653	831	791	953	922	976	1,165	1,199	1,358	1,500	1,557	1,452	1,544	1,529	1,449	21,425

<上段:エイズ患者報告数 中段:HIV感染者報告数 下段:エイズ患者・HIV感染者の合計>

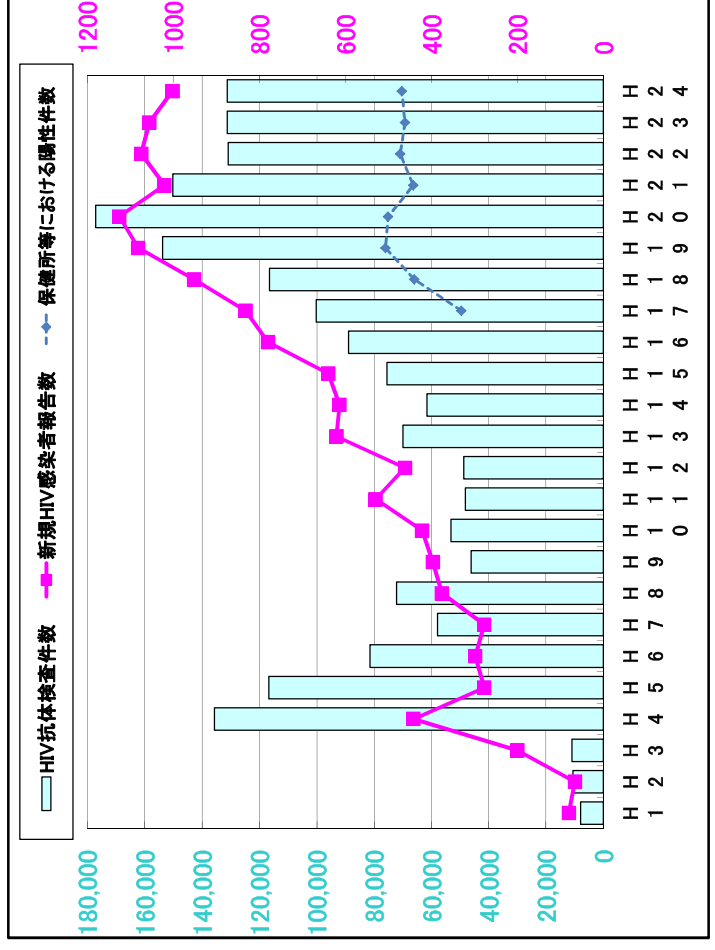
## 保健所等におけるHIV抗体検査件数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
47,470	7,864	10,649	10,980	135,674	116,712	81,495	57,978	72,186	46,237	53,218	48,218	48,754	69,925	61,652	75,539	89,004	100,287	116,550	153,816	177,156	150,252	130,930	131,243	131,235	2,125,024
																	(参考)保健所等における陽性件数	331	440	501	442	473	462	469	-

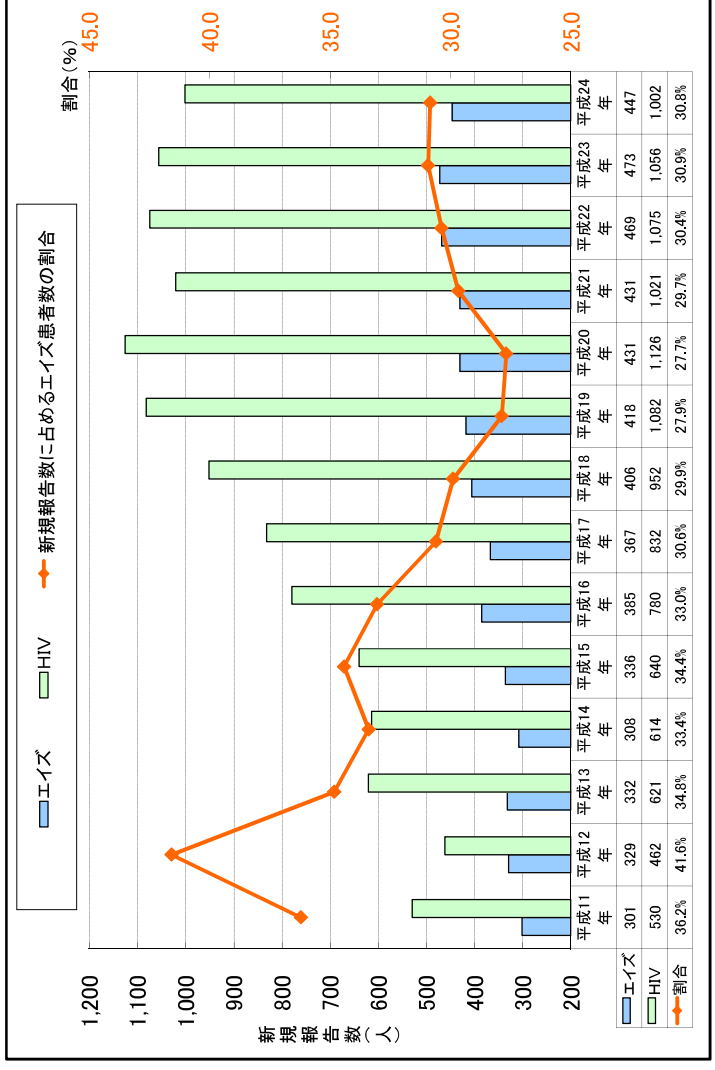
## 保健所等における相談件数

S63まで	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
132,004	14,803	17,458	18,002	251,926	245,299	175,837	124,735	172,641	96,735	111,046	103,206	107,266	141,269	108,911	130,153	146,585	161,474	173,651	214,347	230,091	193,271	164,264	163,006	153,583	3,551,363

## 新規HIV感染者報告数、保健所等におけるHIV抗体検査件数



## 新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者数の割合



平成25年度HIV検査普及週間における検査・相談体制（平成25年5月7日現在）

		夜間検査		休日検査		迅速検査		イベント
		平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	
都道府県（47）	1 北海道		●		●	○	●	●
	2 青森県	○			●	○		
	3 岩手県	○			●	○	●	●
	4 宮城県		●			○	●	
	5 秋田県	○				○	●	●
	6 山形県		●			○		●
	7 福島県	○				○		
	8 茨城県	○				○		●
	9 栃木県		●			○	●	●
	10 群馬県	○	●			○	●	●
	11 埼玉県					○		
	12 千葉県	○		○	●	○	●	●
	13 東京都	○	●	○	●	○	●	●
	14 神奈川県		●	○	●	○		●
	15 新潟県	○			●	○	●	●
	16 富山県		●		●	○	●	
	17 石川県	○	●			○	●	●
	18 福井県	○	●		●	○		
	19 山梨県	○	●			○		●
	20 長野県					○		●
	21 岐阜県	○				○		
	22 静岡県	○		○		○		●
	23 愛知県	○	●		●	○		●
	24 三重県	○	●			○		●
	25 滋賀県					○	●	●
	26 京都府	○	●			○	●	●
	27 大阪府	○		○		○	●	●
	28 兵庫県		●	○		○		●
	29 奈良県	○	●		●	○	●	●
	30 和歌山県	○	●		●	○	●	
	31 鳥取県		●		●	○		
	32 島根県		●		●	○	●	
	33 岡山県		●			○		●
	34 広島県		●		●	○	●	●
	35 山口県	○				○		●
	36 徳島県	○	●			○	●	●
	37 香川県		●		●	○	●	
	38 愛媛県		●		●	○	●	●
	39 高知県	○	●			○		
	40 福岡県		●		●	○	●	●
	41 佐賀県	○	●			○		●
	42 長崎県	○	●			○	●	
	43 熊本県	○	●			○	●	●
	44 大分県		●		●	○	●	●
	45 宮崎県	○			●	○		●
	46 鹿児島県		●		●	○		
	47 沖縄県	○	●			○	●	●
指定都市（20）	48 札幌市	○		○		○		●
	49 仙台市	○		○		○		●
	50 さいたま市	○		○		○		●
	51 千葉市	○		○	●	○		●
	52 川崎市			○		○		●
	53 横浜市	○		○		○		
	54 相模原市		●	○		○		
	55 新潟市	○		○		○	●	●
	56 静岡市	○	●	○		○	●	●
	57 浜松市	○		○	●	○	●	
	58 名古屋	○		○		○		
	59 京都市	○		○		○		●
	60 大阪市	○		○		○		●
	61 堺市	○	●	○		○		●
	62 神戸市	○		○		○		
	63 岡山市	○				○		
	64 広島市	○				○		●
	65 福岡市	○		○		○		●
	66 北九州市				●			
	67 熊本市	○		○	●	○	●	●

(注1) ○…平常から実施している自治体(25年度開始予定を含む。)  
●…検査普及週間に実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所開所(17:00)以降に実施する検査  
休日検査…土日・休日を実施する検査  
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

		夜間検査		休日検査		迅速検査		イベント
		平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	平常時	検査普及週間	
中核市（42）	68 旭川市					○		●
	69 函館市			○		○		●
	70 青森市					○		
	71 盛岡市					○	●	
	72 秋田市	○	●			○	●	
	73 郡山市	○		○	●	○	●	●
	74 いわき市	○	●			○	●	
	75 宇都宮市			○	●	○		
	76 前橋市					○	●	
	77 高崎市					○	●	●
	78 川越市	○			●	○		
	79 船橋市			○		○		●
	80 柏市	○		○	●	○		●
	81 横須賀市	○		○		○		
	82 富山市		●		●	○		
	83 金沢市	○		○	●		●	●
	84 長野市	○	●	○	●	○	●	●
	85 岐阜市	○	●			○	●	●
	86 豊田市	○				○		
	87 岡崎市	○	●			○	●	●
	88 豊橋市	○	●		●	○	●	
	89 大津市					○		●
	90 豊中市							●
	91 高槻市	○				○		●
	92 東大阪市		●				●	
	93 姫路市	○		○	●	○		●
	94 西宮市	○	●			○	●	●
	95 尼崎市							●
	96 奈良市		●		●	○		●
	97 和歌山市	○			●		●	●
	98 倉敷市	○			●	○	●	
	99 福山市	○	●			○	●	●
	100 下関市	○			●		●	
	101 高松市	○						
	102 松山市	○		○	●			
	103 高知市	○						●
	104 久留米市		●				●	●
	105 長崎市		●			○		●
	106 大分市	○			●	○	●	
	107 宮崎市	○			●	○		
	108 鹿児島市	○			●	○	●	●
	109 那覇市	○				○	●	●
保健所設置市（8）	110 小樽市					○		●
	111 八王子市					○		●
	112 町田市						●	
	113 藤沢市		●			○	●	
	114 四日市市	○	●					
	115 呉市		●				○	●
	116 大牟田市		●				●	
	117 佐世保市	○			●	○		
特別区（23）	118 千代田区					○	●	●
	119 中央区		●					
	120 港区		●	○	●			●
	121 新宿区	○						●
	122 文京区					○		
	123 台東区					○		●
	124 墨田区					○		
	125 江東区		●				●	
	126 品川区			○		○		
	127 目黒区							●
	128 大田区							
	129 世田谷区	○						●
	130 渋谷区							●
	131 中野区			○	●	○	●	
132 杉並区			○		○			
133 豊島区					○			
134 北区					○			
135 荒川区								
136 板橋区							●	
137 練馬区					○			
138 足立区					○			
139 葛飾区					○			
140 江戸川区					○			

計	75	54	37	45	115	58	78
割合(%)	53.6	38.6	26.4	32.1	82.1	41.4	56

平成25年度「世界エイズデー」前後における検査・相談体制 (平成25年10月29日現在)

		夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
		平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
都道府県(47)	1 北海道	○	●			○	●	○
	2 青森県	○				○		○
	3 岩手県	○	●		●	○	●	○
	4 宮城県		●		●	○	●	○
	5 秋田県	○				○	●	○
	6 山形県		●			○	●	○
	7 福島県	○					○	○
	8 茨城県	○	●			○	●	○
	9 栃木県		●			○	●	○
	10 群馬県	○	●			○	●	○
	11 埼玉県	○	●	○	●	○	●	○
	12 千葉県	○			●	○	●	○
	13 東京都	○	●	○	●	○	●	○
	14 神奈川県		●	○		○	●	○
	15 新潟県	○				○		○
	16 富山県		●		●	○	●	○
	17 石川県	○			●	○	●	○
	18 福井県	○	●		●	○	●	○
	19 山梨県	○	●			○	●	○
	20 長野県	○	●		●	○	●	○
	21 岐阜県	○			●	○	●	○
	22 静岡県	○			●	○	●	○
	23 愛知県	○			●	○	●	○
	24 三重県	○	●			○	●	○
	25 滋賀県					○	●	○
	26 京都府	○	●			○	●	○
	27 大阪府	○	●	○	●	○	●	○
	28 兵庫県				●	○	●	○
	29 奈良県		●		●	○	●	○
	30 和歌山県	○	●		●	○	●	○
	31 鳥取県		●		●	○	●	○
	32 島根県		●		●	○	●	○
	33 岡山県		●			○	●	○
	34 広島県		●		●	○	●	○
	35 山口県	○	●		●	○	●	○
	36 徳島県	○	●		●	○	●	○
	37 香川県		●		●	○	●	○
	38 愛媛県		●		●	○	●	○
	39 高知県	○	●			○	●	○
	40 福岡県		●		●	○	●	○
	41 佐賀県	○	●		●	○	●	○
	42 長崎県	○	●	○		○		○
	43 熊本県	○	●			○	●	○
	44 大分県		●		●	○	●	○
	45 宮崎県	○	●			○	●	○
	46 鹿児島県		●		●	○	●	○
	47 沖縄県	○	●		●	○	●	○
指定都市(20)	48 札幌市	○		○	●	○	●	○
	49 仙台市							
	50 さいたま市	○			●	○		○
	51 千葉市	○			●	○		○
	52 川崎市		●	○		○	●	
	53 横浜市	○	●	○		○		○
	54 相模原市		●	○		○	●	
	55 新潟市	○			●	○	●	○
	56 静岡市	○	●			○	●	○
	57 浜松市	○			●		●	○
	58 名古屋市	○		○		○		○
	59 京都市	○	●	○		○	●	○
	60 大阪市	○	●	○		○	●	○
	61 堺市	○	●	○		○		○
	62 神戸市	○		○		○		○
	63 岡山市	○	●					○
	64 広島市	○			●	○	●	○
	65 福岡市	○		○	●	○	●	○
	66 北九州市				●	○		○
	67 熊本市	○		○	●	○	●	○

(注1) ○…平常から実施している自治体  
●…世界エイズデー前後に実施、又は実施を強化する自治体

(注2) 夜間検査…保健所開所(17:00)以降に実施する検査  
休日検査…土日・休日に実施する検査  
迅速検査…迅速検査キットを使用し、即日で結果の分かる検査

		夜間検査		休日検査		迅速検査		エイズデーに関連したイベント等の取組
		平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	平常時	エイズデー	
中核市(42)	68 旭川市	○		○	●	○	●	○
	69 函館市			○		○		○
	70 青森市					○		○
	71 盛岡市				●	○	●	○
	72 秋田市	○	●		●	○	●	○
	73 郡山市	○		○		○		○
	74 いわき市	○			●	○	●	○
	75 宇都宮市			○	●	○		○
	76 前橋市					○	●	○
	77 高崎市					○	●	○
	78 川越市	○			●	○	●	
	79 船橋市			○	●	○	●	○
	80 柏市	○		○	●	○	●	○
	81 横須賀市	○			●		●	○
82 富山市		●		●	○	●	○	
83 金沢市	○		○	●		●	○	
84 長野市	○	●		●	○	●	○	
85 岐阜市	○				○		○	
86 豊田市	○				○		○	
87 岡崎市	○	●			○	●		
88 豊橋市		●		●	○	●	○	
89 大津市					○		○	
90 豊中市						●	○	
91 高槻市		●				●	○	
92 東大阪市		●				●	○	
93 姫路市	○			●	○	●	○	
94 西宮市		●				●	○	
95 尼崎市							○	
96 奈良市		●		●	○	●	○	
97 和歌山市	○			●		●	○	
98 倉敷市	○	●	○	●	○	●	○	
99 福山市	○			●	○	●	○	
100 下関市	○	●					○	
101 高松市	○	●					○	
102 松山市	○	●		●			○	
103 高知市	○	●					○	
104 久留米市		●				●	○	
105 長崎市		●		●	○	●	○	
106 大分市	○			●	○	●	○	
107 宮崎市	○			●	○	●	○	
108 鹿児島市	○			●	○	●	○	
109 那覇市	○			●	○	●	○	
保健所設置市(8)	110 小樽市					○	●	
	111 八王子市					○	●	
	112 町田市						●	
	113 藤沢市				●	○	●	
	114 四日市市	○	●					○
	115 呉市		●				○	●
	116 大牟田市		●				○	●
	117 佐世保市	○	●		●	○	●	○
特別区(23)	118 千代田区				●	○	●	○
	119 中央区		●					○
	120 港区		●	○	●		●	○
	121 新宿区		●					○
	122 文京区						○	○
	123 台東区						○	○
	124 墨田区						●	○
	125 江東区		●				●	
	126 品川区							○
	127 目黒区							○
	128 大田区							○
	129 世田谷区		●					○
	130 渋谷区				●		●	○
	131 中野区			○			○	○
132 杉並区			○			○	○	
133 豊島区				●		●	○	
134 北区						○	○	
135 荒川区							○	
136 板橋区							○	
137 練馬区						○	○	
138 足立区							○	
139 葛飾区						○	○	
140 江戸川区						○	○	

計	72	69	28	66	108	93	127
割合(%)	51.4	49.3	20.0	47.1	77.1	66.4	90.7

## 中核拠点病院選定状況

平成26年2月1日現在  
(選定済は47県、60か所)

	ブロック	拠点数	都道府県名	中核拠点病院名	
1	北海道	19	北海道	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院	
2	東北 42か所	4	青森県	青森県立中央病院	
3		4	岩手県	岩手医科大学附属病院	
4		7	宮城県	<b>独立行政法人国立病院機構仙台医療センター</b>	
5		4	秋田県	大館市立総合病院	
6		9	山形県	山形県立中央病院	
7		14	福島県	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	
8		関東・	10	茨城県	筑波大学附属病院
9	甲信越	10	栃木県	①自治医科大学附属病院 ②栃木県済生会宇都宮病院 ③獨協医科大学病院	
10	122か所	4	群馬県	群馬大学医学部附属病院	
11		6	埼玉県	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	
12		10	千葉県	千葉大学医学部附属病院	
13		42	東京都	①慶應義塾大学病院 ②東京慈恵会医科大学附属病院 ③都立駒込病院	
14		17	神奈川県	公立大学法人横浜市立大学附属病院	
15		6	新潟県	<b>新潟大学医学部総合病院</b>	
16		9	山梨県	山梨県立中央病院	
17		8	長野県	長野県立須坂病院	
18		北陸 14か所	2	富山県	富山県立中央病院
19	8		石川県	<b>石川県立中央病院</b>	
20	4		福井県	福井大学医学部附属病院	
21	東海 48か所	8	岐阜県	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	
22		23	静岡県	①浜松医療センター ②静岡県立こども病院 ③静岡市立静岡病院 ④沼津市立病院	
23		13	愛知県	<b>①独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター</b> ②名古屋大学医学部附属病院	
24		4	三重県	国立大学法人三重大学医学部附属病院	
25		近畿 45か所	4	滋賀県	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院
26	10		京都府	京都大学医学部附属病院	
27	16		大阪府	①大阪市立総合医療センター ②大阪府立急性期・総合医療センター ③市立堺病院	
28	11		兵庫県	兵庫医科大学病院	
29	2		奈良県	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	
30	2		和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	
31	中国・ 四国 62か所		3	鳥取県	国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
32			5	島根県	国立大学法人島根大学医学部附属病院
33		10	岡山県	川崎医科大学附属病院	
34		5	広島県	<b>①県立広島病院 ②広島市立広島市民病院</b>	
35		5	山口県	①独立行政法人国立病院機構関門医療センター ②山口大学医学部附属病院	
36		6	徳島県	①徳島大学病院 ②徳島県立中央病院	
37		5	香川県	国立大学法人香川大学医学部附属病院	
38		18	愛媛県	愛媛大学医学部附属病院	
39		5	高知県	高知大学医学部附属病院	
40		九州 32か所	7	福岡県	産業医科大学病院
41	2		佐賀県	佐賀大学医学部附属病院	
42	3		長崎県	長崎大学病院	
43	3		熊本県	熊本大学医学部附属病院	
44	5		大分県	大分大学医学部附属病院	
45	3		宮崎県	県立宮崎病院	
46	6		鹿児島県	鹿児島大学病院	
47	3		沖縄県	琉球大学医学部附属病院	
	計		384		

太字：ブロック拠点病院 網掛：ブロック拠点病院所在都道府県

## HIV診療等に関するマニュアル・ガイドラインについて

エイズ予防情報ネット(<http://api-net.jfap.or.jp/>)に掲載される主なマニュアル・ガイドライン

厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業による マニュアル・ガイドライン	作成
抗HIV治療ガイドライン	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
HIV 母子感染予防対策マニュアル	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染妊婦とその出生児の調査・解析および診療・支援体制の整備に関する総合的研究」班
HIV感染症の歯科治療マニュアル	平成16年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV 感染症の医療体制の整備に関する研究」班
血液製剤によるHIV/HCV重複感染患者に対する肝移植の診療ガイドライン	平成21年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV/HCV重複感染患者に対する肝移植のための組織構築に関する研究」班
社会福祉施設で働くみなさんへ HIV／エイズの正しい知識 ～知ることから始めよう～	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班
在宅医療を支えるみんなに知ってほしいこと	平成23年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班

エイズ治療・研究開発センター(ACC)によるマニュアル・ガイドライン	作成
医療事故後のHIV 感染防止のための予防服用マニュアル	国立国際医療センター病院 エイズ治療・研究開発センター(ACC) ( <a href="http://www.acc.go.jp/doctor/eventSupport.html">http://www.acc.go.jp/doctor/eventSupport.html</a> )

【参考】学会等によるマニュアル・ガイドライン	作成
HIV 感染患者透析医療ガイドライン	日本透析医会・日本透析医学会 ( <a href="http://www.jsdt.or.jp/info/1084.html">http://www.jsdt.or.jp/info/1084.html</a> )
インヒビター保有先天性血友病患者に対する治療ガイドライン	日本血栓止血学会 ( <a href="http://www.jsth.org/committee/guideline.html">http://www.jsth.org/committee/guideline.html</a> )

※上記以外のマニュアル・ガイドラインについても、適宜参照の上、活用されたい。

# ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

## 趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未だ未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

## 基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 施 策

### ○国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
  - ①意思に反する退所、転所の禁止
  - ②医療・介護体制の整備
  - ③地域開放

### ○社会復帰の支援及び社会生活の援助

- ・国立ハンセン病療養所等からの退所希望者への退所準備金の支給
- ・退所者給与金及び非入所者給与金の支給
- ・国立ハンセン病療養所等及び一般の医療機関における退所者及び非入所者に対する医療体制の整備
- ・相談体制の整備

### ○名誉回復及び死没者の追悼

- ・国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等
- ・死没者の追悼のための必要な措置

### ○親族に対する援護

- ・国立ハンセン病療養所の入所者の親族で、当該入所者が入所したことによって生計が困難な状態にあるものへの援護の実施

## そ の 他

- ・ この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・ らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

## ハンセン病療養所入所者数

(平成25年5月1日現在)

施設名	入所者数	所在地	電話番号
総数	1,986名	(14カ所)	
(国立療養所)		(13カ所)	
松丘保養園	113名	青森県青森市大字石江字平山19	017-788-0145
東北新生園	99名	宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1	0228-38-2121
栗生楽泉園	107名	群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647	0279-88-3030
多磨全生園	232名	東京都東村山市青葉町4-1-1	042-395-1101
駿河療養所	71名	静岡県御殿場市神山1915	0550-87-1711
長島愛生園	267名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539	0869-25-0321
邑久光明園	155名	岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253	0869-25-0011
大島青松園	82名	香川県高松市庵治町6034-1	087-871-3131
菊池恵楓園	338名	熊本県合志市栄3796	096-248-1131
星塚敬愛園	181名	鹿児島県鹿屋市星塚町4204	0994-49-2500
奄美和光園	41名	鹿児島県奄美市名瀬和光町1700	0997-52-6311
沖縄愛楽園	215名	沖縄県名護市字済井出1192	0980-52-8331
宮古南静園	78名	沖縄県宮古島市平良字島尻888	0980-72-5321
計	1,979名		
(私立療養所)		(1カ所)	
神山復生病院	7名	静岡県御殿場市神山109	0550-87-0004
計	7名		

※平均年齢

国立13園 82.6歳 (平成25年5月1日現在)

私立 神山 84.1歳 (平成25年5月1日現在)

## ハンセン病問題に関する最近の動向

### 平成13年

- 5月11日 ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決  
5月23日 政府として控訴しないことを決定  
5月25日 内閣総理大臣談話発表  
・新たな補償を立法措置により講じる  
・退所者給与金、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める  
・患者・元患者と厚生労働省との間の協議の場を設ける政府声明発表  
・除斥期間や立法不作為に係る法的責任についての判断において判決に問題があることを当事者である政府の立場として明確化
- 6月7日 衆議院「ハンセン病問題に関する決議」採択  
6月8日 参議院「ハンセン病問題に関する決議」採択  
6月12日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」衆議院にて可決  
6月15日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」参議院にて可決、成立  
6月22日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(平成13年法律第63号)公布、施行  
6月29日 第1回ハンセン病問題対策協議会(その後、7月16日、7月26日、11月16日及び12月25日に開催)  
・社会復帰(退所者給与金等)、謝罪・名誉回復、在園保障、検証会議等について、患者・元患者と協議(座長 榊屋副大臣)  
7月23日 和解に関する基本合意書調印(入所者・退所者原告)  
7月27日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が発表  
9月11日 政府として遺族原告及び入所歴なき原告について判決を求める旨を表明  
10月5日 全国ハンセン病問題対策主管課長会議  
12月7日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見を熊本地裁が再度発表(訴訟は、同日結審)  
12月18日 遺族原告及び入所歴なき原告についての和解に関する所見(12月7日の補充)を熊本地裁が発表  
12月25日 第5回ハンセン病問題対策協議会「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

### 平成14年

- 1月28日 和解に関する基本合意書調印(遺族・非入所者原告)  
4月1日 国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業スタート  
国立ハンセン病療養所等死没者改葬費事業スタート

### 平成15年

- 4月25日 社会復帰支援事業要綱の改正を実施

### 平成16年

- 3月29日 平成15年度ハンセン病問題対策協議会「非入所者給与金(仮称)」制度創設向け協議を進めることを確認  
4月1日 社会生活支援一時金事業スタート  
4月14日 「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意  
8月25日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会」開催  
9月27日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意  
12月15日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会(続会)」開催

### 平成17年

- 1月20日 「平成16年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について



	合意
3月27日	ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書提出
4月1日	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業スタート
9月30日	「平成17年度ハンセン病問題対策協議会」開催
10月25日	韓国ハンセン病補償法訴訟東京地裁判決（国勝訴：原告は翌日控訴）
11月8日	政府として台湾ハンセン病補償法訴訟については控訴することとし、同日付で控訴することとは別に国外の療養所の元入所者への対応について検討する旨の厚生労働大臣談話を発表
平成18年	
1月31日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」衆議院にて可決
2月3日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」参議院にて可決、成立
2月10日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第2号）公布、施行に伴い、戦前の国外の療養所の元入所者への補償金支給を決定
3月29日	第1回ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会開催
6月21日	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国内対象者の申請期限が終了
8月23日	「平成18年度ハンセン病問題対策協議会」開催
平成19年	
3月26日	「平成18年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
3月31日	国立ハンセン病資料館再開館式
4月1日	国立ハンセン病資料館再開館
8月22日	「平成19年度ハンセン病問題対策協議会」開催
11月19日	第1回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
平成20年	
3月21日	第2回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
3月26日	「平成19年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
6月6日	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」衆議院にて可決
6月11日	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」参議院で可決、成立
6月18日	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）
12月5日	第3回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
12月26日	「平成20年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
平成21年	
3月11日	第4回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
4月1日	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
6月22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
6月22日	「平成21年度ハンセン病問題対策協議会」開催
10月20日	第5回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
平成22年	
1月13日	「平成21年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
5月21日	第6回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
6月22日	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
6月22日	「平成22年度ハンセン病問題対策協議会」開催
9月9日	「平成22年度ハンセン病問題対策協議会回答の会」開催

平成23年

- 2月9日 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」に基づく国外対象者の申請期限が終了
- 3月11日 「平成22年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意
- 5月27日 第7回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月22日 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
- 6月22日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 9月1日 「平成23年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成24年

- 5月23日 第8回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月22日 「平成24年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 10月1日 「平成24年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

平成25年

- 5月16日 第9回ハンセン病資料館等運営企画検討会開催
- 6月21日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
- 6月21日 「平成25年度ハンセン病問題対策協議会」開催
- 6月25日 国立ハンセン病資料館設立20周年記念事業
- 10月11日 「平成25年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」について合意

## 退所者給与金及び改葬費について

### これらの制度を創設する経緯

退所者給与金については、平成13年5月の「ハンセン病問題内閣総理大臣談話」において言及されている「退所者給与金」について、原告・弁護団と協議を行い、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

また、改葬費については、遺族原告との和解の基本合意書において、遺族に死没者の遺骨の引取りを勧めていることを踏まえ、平成14年度から制度を実施することとしたものである。

### 退所者給与金

- 支給目的  
ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とする。
- 支給対象者
  - ・ 既退所者  
ハンセン病療養所の入所経験があり、平成14年4月1日前に既にハンセン病療養所を退所している者。
  - ・ 新規退所者  
平成14年4月1日以後、ハンセン病療養所を退所した者。
- 支給額  
生活類型に応じて支給額を設定。

	新規退所者	既退所者
退所者が1人の世帯の支給額	264,100円	176,100円
退所者が2人の世帯の合計支給額	422,600円	281,600円

※別途、退所者が非退所者を扶養する世帯においては、16,000円を加算。

- 所得制限  
支給額は、前年の所得が退所者給与金年間支給額より多いとき、以下の額を控除する。  
$$\frac{(\text{前年所得} - \text{退所者給与金年間支給額})}{2}$$

※退所者給与金の支給要綱については、少なくとも2年ごとに見直す。

### 改葬費

- 支給目的  
ハンセン病療養所で死没した方に対する追悼の意を表することを目的とする。
- 支給対象者及び支給額  
ハンセン病療養所に収蔵されている焼骨を、その遺族が改葬したとき、その遺族に対して、死没者1人につき5万円を支給する。

# 非入所者給与金について

## 1 制度の趣旨

厚生労働省は、統一交渉団との平成16年4月14日付の「平成15年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項」を踏まえ、裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病元患者に対し、平穏で安定した平均的水準の社会生活を営むことができるように、平成17年度にハンセン病療養所非入所者給与金制度を創設した。

## 2 対象者

裁判上の和解が成立した入所歴のないハンセン病元患者

## 3 給付額

基準額を、月額48,010円とし、以下の通り段階的に給付する。

### (1) 段階的給付について

・ 市町村民税非課税の者	月63,840円（基準額の33%増）
・ 前年の課税所得が75万円未満の者	月48,010円（基準額）
・ 前年の課税所得が75万円以上135万円未満の者	一部支給停止
・ 前年の課税所得が135万円以上の者	不支給

但し、配偶者又は一親等の直系尊属を扶養するときは、月額13,370円を加算して給付する。

### (2) 生活保護相当者の取扱い

生活保護相当の者に対しては、上記にかかわらず、生活保護相当額に基準額を加算した額を給付。その給付の実施は、「国立ハンセン病療養所等家族生活援護委託費」の「援護費」の枠組みを準用する。

## ハンセン病患者・元患者に対する補償等統計資料

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数（H13. 5. 11熊本地裁）

判決を受けた原告 127名

- 国立ハンセン病療養所入所者等補償金支給者数

総数 4,111名  
うち 入所者 2,623名  
退所者 1,488名

（韓国：571名、台湾：29名、旧南洋庁：1名含む）

- らい予防法違憲国家賠償請求訴訟和解者数

総数 7,539名  
うち 入・退所者 2,143名  
遺族 5,250名  
非入所者 146名

- ハンセン病療養所退所者給与金支給決定者数

総数 1,202名  
うち 既退所者 1,076名  
新規退所者 126名

- ハンセン病療養所非入所者給与金支給決定者数

総数 79名

\* 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決者数」以外はすべて平成26年1月末現在である。